

令和5年6月12日 6月定例会一般質問資料 提出者：山出哲史 ※内閣府ホームページより

## ■防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

### 主な修正項目

#### 最近の施策の進展等を踏まえた修正

##### ○多様な主体と連携した被災者支援

- ・都道府県による災害中間支援組織（※1）の育成・強化、関係者の役割分担の明確化
- ・災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化
- ・災害ケースマネジメント（※2）などの被災者支援の仕組みの整備

※1 NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織

※2 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組

##### ○国民への情報伝達

- ・長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達
- ・通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施
- ・障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

##### ○デジタル技術の活用

- ・被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

#### 日本海溝・千島海溝計り海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正

##### ○北海道・三陸沖後発地震注意情報（※）の解説・伝達

※日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺でMw7.0以上の地震が発生した場合、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信し、大地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっているとして、後発地震への注意を促す取組について、令和4年12月より運用を開始。



#### 令和4年に発生した災害を踏まえた修正

##### <北海道知床で発生した遊覧船事故>

##### ○旅客船の総合的な安全・安心対策の強化

※海上災害対策編の修正

##### <トンガ諸島の火山噴火による潮位変化>

##### ○火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達

## (2) 生活必需品の給与・住宅支援(災害救助法等に基づく支援)

課題・問題点	原因分析
<p>①災害救助法の適用、②被災者支援システム、③被服、寝具その他生活必需品の給与、④住宅支援 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種被災者支援業務の準備から受付開始までに日時を要した。</li> <li>被災者支援に関する情報を連携させるシステム導入まで関係部間で円滑に共有ができていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者支援システムの導入まで被災者台帳のもととなる灾害罹災者調査原票がエクセル管理であったため、発災後の罹災証明書交付申請受付→建物被害認定調査→調査結果データ化→罹災証明書交付→被災者台帳（仮設住宅、支援金など）作成→生活再建支援という一連の流れについて、関係部での共有に時間を要した。</li> <li>「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効果的に実施するために必要な被災者台帳のフォーマットの整備、共有がされていなかった。</li> <li>各種被災者支援業務について、事務の流れ、必要となる様式などが定められていなかった。</li> <li>各種被災者支援業務について、事務の運用に変更が生じたものがあり事務取扱マニュアルを策定したが、策定後の関係部への説明ができていなかった。</li> <li>避難情報の解除に伴い地区支部員を早期に撤収したことや被災者支援システムが10月17日まで稼働していなかったことなどにより被災者情報が不足していた。</li> </ul>
<p>④住宅支援</p> <p>ア 「静岡県借上げ型応急住宅事業」の申請受付開始までに日時を要した。</p> <p>イ 静岡県借上げ型応急住宅への申込をしたものの入居可能な民間賃貸住宅がなかなか見つからない被災者がいた。</p> <p>ウ 発災当初は「住宅の応急修理」を必要とする被災者からの申込が少なかった。</p> <p>エ 応急修理に対応ができる登録業者が少なかった。</p>	<p>④住宅支援</p> <p>ア 発災直後に市営住宅の一時使用の受付を開始したが、申込件数が少なかったため、静岡県借上げ型応急住宅の必要性を認識できなかった。</p> <p>イ 入居期間が短い上に、静岡県借上げ型応急住宅事業の契約事務が煩雑であるため、不動産会社や貸主の協力を得られにくい。</p> <p>ウ・エ 市民及び業者に対して、平常時から住宅の応急修理制度の周知ができておらず発災後の周知となってしまった。</p>



## 今後の対策

①災害救助法の適用、②被災者支援システム、③被服、寝具その他生活必需品の給与、④住宅支援

- 被災者支援システムの運用について具体的なマニュアルなどを作成する。
- 他都市の事例など、マイナポータルを活用した迅速かつ効率的な被災者支援の検討をする。
- 災害救助法に基づく応急救助事務の周知は、災害時に受けられる支援をまとめて周知することが市民に対しても有効であるため、平常時から市ホームページなどで確認ができるような対応を検討する。
- 応急救助事務担当部に対する実務研修を毎年実施する。
- 今回の災害対応を踏まえたよくある質問集などにより事例を蓄積し、関係部で共有していく。
- 各種被災者支援業務について、あらかじめ事業スキームなどを検討しておく。

④住宅支援

- 不動産会社や貸主の理解が進むよう、制度の内容や手続き方法などについて周知を行い、協力のお願いをする。
- 住宅の応急修理に対応できる協力修理業者の確保を県と協力して近隣市町を含めた修理業者名簿を作成する。